議 議 第 6 2 6 号 平成 2 4 年 1 0 月 1 2 日

決算第二特別委員会 委 員 様

> 決算第二特別委員会 委員長 川 口 珠 江

## 資料の配付について

決算第二特別委員会局別審査(水道局関係)において、鈴木委員から要求のありました資料について、水道局長及び総務局長より別紙のとおり送付されましたので、配付いたします。



水総第 561 号 平成 24 年 10 月 12 日

決算第二特別委員会 委員長 川口 珠江 様

> 水道局長 土井 一成 総務局長 渡辺 巧教

# 要求資料の提出について、

平成 24 年 10 月 10 日決算第二特別委員会にて要求のありました資料について、次のとおり提出します。

平成 24 年 10 月 12 日 水 道 局 人 事 課 総務局コンプライアンス推進課

# 職員の政治活動に関する答弁

#### 1 質疑該当部分

(1)9月27日 決算第一・第二特別委員会連合審査会

渋谷委員: 教職員はもとより、横浜市職員全体に対して、政治活動に対して、厳しい姿勢で 臨むんだと言う、メッセージを市長の声で発していただきたいと思いますが、ぜひ よろしくおねがいいたします。

市 長: 公務員は全体の公務者であり、奉仕者でございまして、政治的に中立であることが強く求められます。これまで、選挙が予定されるたびに、政治的中立性の確保を 徹底するように、職員に周知しておりますけれども、今後もあらゆる機会を通じて、 市民の皆様に疑念や不信を抱かせることのないように、しっかりと周知徹底をして まいります。

### (2) 10月10日 決算特別第二委員会局別審査【水道局関係】

鈴木委員: 地方公務員法第36条では禁止されているけれども、地方公営企業法第39条では 適用除外とされている。ということですけれども、仮に現役の水道局職員が地方公 務員であるにも関わらず、政治活動を行っていたら局長はこれを許すわけですか。

水道局長: 地方公務員に政治的中立性の確保を目的として政治的行為の制限が課されるのは、 全体の奉仕者としての性格に基づいており、公務員制度の理念の一つと認識しています。

> 一方で、常に企業の経済性を発揮することが経営の基本原則である地方公営企業 は、独立採算性を前提とした企業であり、一般の民間企業に類似しております。

> 現行法において、水道局の係長級以上の責任職を除く職員の場合、地方公務員法に規定されている政治的行為の制限が地方公営企業法により適用が除外されていることもあり、法的に問題ないものと認識しております。

鈴木委員: 法的に問題ないと言ったって先般の決算特別委員会連合審査では、市長は我が党の渋谷議員の質問に対して、「すべての公務員、横浜市の公務員は全体の奉仕者である。政治的中立性は強く求められる。その政治的中立性の確保を徹底することをすべての職員に対して周知し、市民の皆様に疑念や不信を抱かせないようにしっかりと周知徹底する。」と議会に答弁している。今のは、答弁不一致ではないですか。副市長どうですか。

大場副市長: 市民の皆様に誤解を招かないように職員の政治的な中立性の確保が一番大事だということでございます。局長が申し上げたとおり、公営企業の職員には一般の行政職員とは異なって民間企業の方々と同様の労働関係、あるいは法的に認められる活動もございます。その点については、今、国において様々な議論がなされているところでございます。この状況を十分注視しつつ、職員の服務について適正な運用管理をきちんと行っていきたいと考えております。

鈴木委員: 答弁不一致についてはどうですか。

大場副市長: 地方公営企業の特例ということが、今回の事例として考えられます。

### 2 説明

市長は、職員の政治的行為の制限について、総体的な考え方として「政治的中立性の確保を徹底するよう、あらゆる機会を通じて職員にしっかりと周知徹底していく」ことを申し上げたものです。

一方、副市長及び水道局長は、「係長級以上を除く水道局の職員については、地方公務員法に 定める政治的行為の制限が地方公営企業法により適用が除外されている」という法的な関係につ いて各論として申し上げたものです。

今後とも、市民の皆様に疑念や不信感を持たれることのないよう、しっかりと周知・徹底して まいります。